

4.4.14 講習会等事業の企画および実施に関する規程

昭和61年12月9日理事会決
1989年12月13日理事会決
2003年 3月12日理事会決 イ)

第1条(目的) この規程は、能力開発支援事業委員会(以下この委員会をいう)運営規程第2条に定める講習会等の企画および実施に関する主要な事項を定める。 イ)

第2条(種類・定義)

講習会等の種類と定義は次のとおりとする。

(1) 調査研究委員会主催講習会等

比較的限られた専門範囲の会員および関係者を対象とする講習会等(シンポジウム、研究会、報告会、研修会、座談会、見学会等を含む)で、関係する調査研究委員会が企画し実施するものをいう。

(2) 支部共通事業講習会等

対象となる会員および関係者の範囲が広く、この委員会および調査研究委員会が企画する講習会等で、本部と支部が共同主催して実施するものをいう。

(3) 能力開発支援事業委員会主催講習会等

この委員会が、必要に応じて調査研究委員会あるいは支部の協力を得て企画実施する講習会等をいう。 イ)

(4) 他団体との共催講習会等

他団体と、本会とが共同主催して行なう講習会等を実施するものをいう。

第3条(開催手続)

(1) 講習会等を開催しようとするものは、原則として、毎年開催前年度の11月15日までに講習会等の名称、目的、開催時期、会場、収支予算等を記載した企画書を、当該本委員会の議を経た後、この委員会に提出し承認を得なければならない。

(2) この委員会は、提出された企画書にもとづき、目的、開催時期等について調整を行ない、翌年度の開催計画をたてる。必要な場合には提出された企画内容に条件を付し、助言をすることができる。

(3) 講習会等を開催しようとするものは、原則として、その開催4か月前までにプログラム、講師、参加費、定員、申込み方法等を記載した実施計画書をこの委員会に提出し承認を得なければならない。

第4条(予算)

(1) 講習会等の予算は、基本部門で取扱う。

(2) 講習会等の予算は、第3条の手続にもとづいてこの委員会で作成する。

(3) 講習会等の開催に要する経費は、参加費でまかなうことを原則とする。

ただし、本会の目的を達成するために特に必要と認められ、かつこの委員会で認めた場合はこの限りではない。

(4) 収支結果に基づいて次年度の当該調査研究委員会の予算を調整することがある。

第5条(報告)

(1) 講習会等を開催したものは、終了後2か月以内に実施報告書をこの委員会に提出しな

ければならない。

(2) この委員会は、実施報告書を取りまとめ教育普及事業委員会に報告する。 イ)
第 6 条 (その他) その他この規程に定めのない事項については、この委員会で審議のうえ、
その都度処理するものとする。

2 . 「支部共通事業講習会実施要領」は別に定める。

付 則 この規程は、2003年4月1日から施行する。 イ)